



ごあいさつ

保健福祉・協働委員長に就任しました。



岡山市議会議員の高橋雄大です。平素より私の議会活動にご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。令和3年5月臨時議会の人事再編で、2年間務めた岡山市監査委員を退任し、新たに保健福祉・協働委員会の委員長に就任しました。コロナ対策の最前線である保健所や保健福祉局、SDGsの推進などを所管する市民協働局に関する議案や政策、事業などを担当します。目下最大のテーマは新型コロナウイルス感染症対策です。

岡山市ではいわゆる第4波は落ち着きを見せていますが、より感染力が強いデルタ株の感染割合の増加や首都圏の感染リバウンドの兆候などの傾向から

予断を許さない状況が続いています。大きな第5波を阻止する感染防止対策と市民生活や社会経済活動を取り戻していく両輪の取り組みを進める中で、安心な日常へ向けての切り札となるワクチンについては、希望される方によりスムーズに接種していただく環境を整えることが大切なミッションです。一方で接種を受ける権利があることと同様、接種を受けない権利もあります。どちらの結論も尊重する考え方を浸透させることも大切です。そしてコロナ禍から派生する、経済的な悪影響、生活における悪影響がこれからも形を変えながら沢山出てきます。子どもたちをはじめ、様々な世代の市民生活への影響に対して素早い対応や手当ができるように常に高いアンテナを張りながら動いていきたいと思っています。1日も早くコロナ禍以前の生活を取り戻せるように、そしてポストコロナのまちづくりもしっかり展望しながら引き続き汗をかいてまいります。

## 《新型コロナウイルスの影響に関するアンケート》へ是非ご協力ください！

頂いたご回答を踏まえ、更なる提言をしてまいりたいと考えております。是非、ご意見をお聞かせください。スマートフォンからのご回答は右のQRコードを読み取ってください。



## 高橋雄大（おかやま創政会） 一般質問項目 ■ 令和3年6月定例岡山市議会



### ①市長の政治姿勢について

- 1) 分権の推進
- 2) 子ども子育てについて
- 3) 東京一極集中の打破

### ②行政のデジタル化と情報管理について

- ③コロナ禍と市民生活
- ④コロナ禍と災害
- ⑤カスタマーハラスメントについて

以下、議会質問から一部抜粋いたしました。お目通しいただければ幸いです。

## コロナ対策や大規模災害などに、岡山市をはじめとする指定都市が、より迅速で機動的な対応がとれるよう、「特別自治市」を含む大都市制度の改革が必要！

第4波の市内の感染の波は多くが英国型変異株に置き換わり、感染力や重症化のリスクがより高いインド型変異株（デルタ株）も発見されています。また、本市は中四国の交通結節点であるとともに、県内の人口や人流が集中する指定都市であり、県内感染者の半数以上を占めています。このことは、本市を含む指定都市は全国の感染拡大の源流とならないよう、より強い対策を講じる責務があるといえると考えています。しかしながら、国から交付される各種交付金は指定都市が直接交付を受けることができない、あるいは住民一人当たりの交付限度額が他市町村に比べ著しく低く、大都市の感染対策における財政需要を満たさないこと等、指定都市の機動的な対応を阻む課題をはらんでいます。国による指定都市への各種交付金の配分方法や国と地方の役割分担、事務権限の委譲、ワクチンの重点配分等について引き続き提言をし

ていくべきです。市長は過去の議会では「特別自治市<sup>(\*)</sup>」への思いについても述べられていますが、コロナ禍の市政運営における指定都市の抱える制度的な課題についてどのようなご認識をお持ちか、またその課題解決に向けてどのようなアプローチが必要とお考えか、ご所見をお聞かせください。

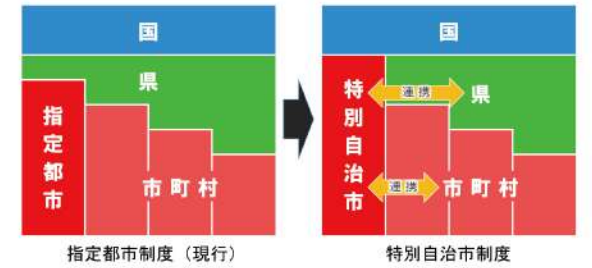
\*1【特別自治市】

「特別自治市制度」は、指定都市市長会が道府県との二重行政を解消するために提案している新たな大都市制度で、権限と税財源を市に一元化することで、大都市特有の行政課題への柔軟な対応を図り、市民サービスを向上させるとともに、圏域全体の活性化を目指すものです。行政運営の効率化や市民サービスのさらなる向上につながることも同時に県はその他の地域の補完事務等を重点化することが可能となります。



この新型コロナウイルス関係の法律、予算に関しては、高橋議員御指摘のように、先日の政令市の市長会議でも大きな問題を皆さん方が提起しておりました。例えば、岡山県における岡山市の感染者は53%であります。人口的には38%であります。特措法上の要請等の権限が県にのみ付与されているというところは少し問題ではないだけでなく、感染症対策の要である保健所を有しているわけであり、そういう面から、この点については問題であろうと考えております。加えて、県内の事業所の約4割が岡山市に集積しているにもかかわらず、産業政策の権限が岡山市に一元化されていないため、都市の実情に応じた経済対策を迅速かつ十分に講じる上で、課題があることもまた事実であります。これらの課題解消のためには、個別の権限移譲だけでなく、特別自治市制度の実現による権限と税財源の一元化が有効であり、中四

国の拠点都市としてのさらなる発展にもつながると思っております。現在、指定都市市長会において、この議論を、相当回数やらせていただいております。しかしながら、まだ国民的な議論にまでは至っていないと認識しております。是非とも制度実現のためには、国民的な議論に発展させる必要があると私としては思っております。（大森雅夫市長）



## 感染の第5波と大規模自然災害の同時発生に備えること！

自然災害の活動期と同時にパンデミック禍ある現在、コロナと自然災害の両者を踏まえた防災対策が求められます。第4波の感染拡大による医療病床のひっ迫に伴い、自宅療養者の方が急増しました。本市でもピーク時は600名を超える方々が自宅療養を余儀なくされました。想定しなければならないのは次なる感染ピーク時における災害発生であり、その際の自宅療養中の方の避難場所の調整です。これについては、本人やご家族への速やかな連絡、想定される避難場所の確保、場所によっては動線を分けるレイアウトの工夫等が必要となります。この点についてご所見をお聞かせください。また、これらを円滑に行うためには、保健福祉部局と危機管理室などの連携が欠かせませんが、どのようにお考えでしょうか。

自宅療養中の新型コロナウイルス感染者は、あらかじめ避難が必要となったときの連絡先をお伝えし、問合せに応じて避難先を案内することとしております。場所は宿泊療養施設を予定しておりますが、空きがない場合などには市が確保している陽性者用の避難所を案内いたします。そこでは、動線や居室、トイレなど専用のエリアを設け、感染防止対策を徹底しております。感染者が増加し、避難場所が不足するおそれが生じた場合などには、収容人数の拡大など状況に応じて適切に対応してまいります。また自宅療養者の避難をはじめ、危機管理室と保健福祉局は常に連携して様々な課題に対応しているところでございます。（荒木昭彦 危機管理監）

## 雄大'S point of view!

感染の第4波による医療病床のひっ迫で、市内には600名を超える方が陽性発覚後も自宅待機を余儀なくされました。第5波では感染力が高いインド株の増加が懸念されます。仮に自宅待機者が増えた場合でも、市内医療機関が往診やオンライン診療を行い、解熱剤などの薬を処方する仕組みを岡山市でも整えています。また自宅で病状が急変した時に、酸素吸入などの機材を備えた医療チームが駆け付けるシステムの整備も検討中です。自然災害が発生した際の陽性者の避難場所については、現時点では市内で1か所が想定されていますが、その時々感染状況に応じて少なくとも各区に1か所は準備しておくことが必要と考えています。



## カスタマーハラスメント対策の徹底を！サービスを提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会を目指す。

残念ながらコロナ禍において流通やサービス業ほか、エッセンシャルワーカーへの「カスタマーハラスメント<sup>(\*)</sup>」はより深刻となっており、このことは働く人たちに損害を与えるだけではなく、働く魅力を阻害し、その対応コストで様々な損失を生み出します。「岡山市消費者教育推進計画<sup>(\*)</sup>」は来年度には改定の議論も行われます。同計画の消費者教育の対象は、被害者にならないための教育にとどまらず、「カスタマーハラスメント」などの加害者にならないための教育も含まれていると認識しています。サービスを提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会を目指す上で、同計画には倫理的な消費行動を促すための教育プログラムを踏まえた消費者教育や悪質事例等について明記し、本市の対策への姿勢を明確にすべきと強く訴えたいと思いますが、ご所見をお聞かせください。

来年度改定作業を行う予定の岡山市消費者教育推進計画については、「カスタマーハラスメント」についても、その対応も含めて取り上げ、計画にも明確に反映させていきたいと考えております。（中原貴美 市民生活局長）

\*2【カスタマーハラスメント】

お客様などから従業員への過剰な要求や悪質なクレームのことを指すハラスメントの一種で、「カスタハラ」と略されることもあります。商品やサービスに関係のない要求や嫌がらせ、過度な値引き要請、恫喝や暴言、インターネット上の誹謗・中傷などの行為が当てはまります。

\*3【岡山市消費者教育推進計画】

「つながる消費者教育」をスローガンに、自ら考え、選択し、行動する消費者の育成を目指して、岡山市では消費者教育を推進しています。同計画は2018年度から2022年度までの5年間の計画期間となっており、来年度に改定の議論を行います。

### ■高橋雄大プロフィール■

現在40歳。法政大学法学部卒 家族 妻、長男（8歳）、次男（4歳）  
岡山市議会議員（3期）保健福祉・協働委員会 委員長／公益財団法人岡山市ふれあい公社 評議員／国民健康保険運営協議会 委員／岡山市民生委員推薦会 委員／2級ファイナンシャル・プランニング技能士／岡山市ジョギング・マラソン議員連盟 幹事長（5年連続おかやまマラソン完走）

### 高橋雄大（連絡先）

【湊事務所】〒703-8266 岡山市中区湊194-1C号室  
【円山事務所】〒703-8271 岡山市中区円山107（1階）  
【TEL】086-277-9900 【FAX】050-3730-9606  
【Email】boasorte0411@gmail.com

このレポートの裏面は国や県、岡山市による新型コロナウイルス感染症に伴う、個人・世帯向け、事業者向けの各種支援策一覧表となっております。相談窓口等もご確認いただけます。ご自宅や事業所等でお役立ていただければ幸いです。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う支援一覧（令和3年7月25日現在）（岡山市議会議員 高橋雄大制作）

## 個人・世帯向け

休業手当を受けることができなかった方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 【給付上限】 休業前の日額平均の80%×休業実績 【申請方法】 郵送申請又はオンライン申請 【申請期間】 令和3年10月31日(日)まで(休業期間によって異なる)	厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 (平日8:30~20:00、土日祝8:30~17:15)
新型コロナウイルスの療養のため仕事を休み、その間の給与等が支払われていない方	傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療制度) 【給付額】 (直近3か月の給与合計額÷就労日数)×(3分の2)×日数 【申請方法】 電話相談のち郵送申請 【申請期間】 令和3年9月30日(木)まで	国民健康保険 岡山県保険料減免等コールセンター ☎086-897-1126 (平日9:00~17:15) *令和4年3月18日(金)まで 後期高齢者医療制度 岡山市役所 医療助成課 ☎086-803-1217 (平日8:30~17:15)
子育て世帯の方	子育て世帯生活支援特別給付金 【給付額】 児童1人当たり5万円+1世帯2万円	子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター ☎0120-153-533 (平日8:30~17:00)
低所得世帯の学生・生徒の方	岡山市給付型奨学金 【給付額】 年額6万円(通信制高校生は37,000円) 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和3年8月2日(月)から令和3年9月30日(木)まで	岡山市役所 岡山子育て局 子育て支援部 こども福祉課 ☎086-803-1221 (平日8:30~17:15)
住宅等の退去を余儀なくされる方	市営住宅の一時的入居 【家賃】 原則無償 【入居期間】 3か月(最長1年)	岡山市営住宅管理センター ☎086-206-5560 (平日8:30~17:15)
離職や休業で住宅を失っている方、又は住宅を失う恐れのある方	住宅確保給付金 【給付額】 家賃相当額 【給付期間】 原則3か月(最長9か月) 【申請期間】 令和3年9月30日(木)まで	岡山市寄り添いサポートセンター(岡山市社会福祉協議会) ☎090-2002-7731、090-2003-1299 (平日8:30~17:00)
生活困窮世帯の方	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 【給付額】 単身世帯:6万円×3か月 2人世帯:8万円×3か月 3人以上世帯:10万円×3か月 【申請期間】 8月末まで	岡山市生活保護・自立支援課 ☎086-803-2201 (平日9:00~17:00)
休業や失業等により生活資金でお悩みの方	緊急小口資金特別貸付 【貸付上限】 一世帯当たり20万円 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和3年8月31日(火)まで 総合支援資金特別貸付 【貸付上限】 2人以上世帯:20万円×3か月、単身世帯:15万円×3か月 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和3年8月31日(火)まで	岡山市社会福祉協議会 ☎070-3996-1950、070-4442-5980 (平日9:00~17:00)
期限内に市税を納めることが困難な方	市税の納税猶予 猶予 市税(市県民税・固定資産税など)の納付を猶予	岡山市役所 財政局 税務部 収納課 ☎086-803-1186 (平日8:30~17:15)
収入減少で保険料の支払いが困難な方	①国民健康保険料・②介護保険料・③後期高齢者医療保険料の減免 【内容】 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入している方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡又は重篤な傷病を負った方や、事業収入等の減少が見込まれ一定の要件を満たす方について保険料を減免 【申請方法】 郵送申請 【申請期限】 令和4年3月31日(木)まで	国民健康保険・後期高齢者医療保険料 岡山県保険料減免等コールセンター *令和4年3月18日(金)まで ☎086-897-1126 (平日9:00~17:15) 介護保険料 岡山市役所 介護保険課 ☎086-803-1242 (平日8:30~17:15)
新型コロナウイルス感染防止を理由に、施設の予約の取り直しを行った方	市有施設の使用料還付と予約取消料免除 【内容】 既納の施設使用料・利用料金を全額還付 予約取消料金を免除 【申請方法】 それぞれの施設に問い合わせ	各施設
失業や収入・売上の減少で、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難な方	コロナ版ローン減免制度(「自然災害債務整理ガイドライン特別」) 【内容】 住宅ローン以外の債務の免除・減額等	岡山弁護士会 ☎086-223-4401 (平日9:00~17:00)
収入減少で保険料等が支払えない方	各種料金の納付相談 相談 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、認可保育園保育料、認定こども園利用料、下水道事業負担金などの納付に関する相談	岡山市役所 財政局 税務部 料金課 ☎086-803-1641~1644 (平日8:30~17:15)
収入減少で市営住宅家賃が支払えない方	市営住宅家賃の納付相談 相談 市営住宅家賃の納付に関する相談	市営住宅管理センター ☎086-206-5560 (平日8:30~17:15)
収入減少で上下水道料金が支払えない方	水道料金・下水道使用料の支払猶予相談 相談 水道料金・下水道使用料の支払に関する相談 水道水以外の下水道使用料の支払猶予相談 相談 水道水以外の下水道使用料の支払に関する相談	岡山市水道局 総務部 お客様センター ☎086-234-5935 (平日8:30~17:15) 岡山市役所 下水道河川局 下水道営業課 ☎086-803-1485 (平日8:30~17:15)

## 事業者向け

時短要請に協力した飲食店及び喫茶店の事業者	岡山県時短要請協力金(第2期・第3期) 【給付上限】 中小企業等:1日当たり10万円 大企業:1日当たり20万円 【申請方法】 郵送申請又は電子申請 【申請期間】 第2期:令和3年7月31日(土)まで 第3期:令和3年8月20日(金)まで	岡山県時短要請協力金コールセンター 第2期:☎086-201-2199(平日9:00~18:00) 第3期:☎086-201-2199(平日9:00~18:00)
時短要請に協力した大規模施設等の事業者	岡山県時短要請協力金(第4期) 【給付上限】 中小企業等:1日当たり75,000円 大企業:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割のいずれか低い額 【申請方法】 郵送申請又は電子申請 【申請期間】 令和3年8月31日(火)まで	岡山県時短要請協力金コールセンター ☎086-201-2199 (平日9:00~18:00)
最近1か月間の売上高または生産量などが、前年同月比5%以上減少している事業者	岡山県大規模集客施設協力金(第1期・第2期) 【申請方法】 郵送申請又は電子申請 【申請期間】 第1期:令和3年8月10日(火)まで 第2期:令和3年8月31日(火)まで	岡山県大規模集客施設協力金コールセンター ☎086-201-2199 (平日9:00~18:00)
令和3年度1月、2月、又は3月の売上が、令和元年度又は令和2年度比30%以上減少した事業者	雇用調整助成金(コロナ特例) 【給付上限】 1人1日当たり15,000円 【申請方法】 都道府県労働局又はハローワーク、郵送申請も可能 【申請期間】 感染状況及び雇用情勢による	岡山労働局 職業対策課 ☎086-801-5107 (平日9:00~17:00) 学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999(土日祝含む9:00~21:00)
令和3年度1月、2月、又は3月の売上が、令和元年度又は令和2年度比30%以上減少した事業者	岡山県飲食店等一時支援金制度(第2期) 【給付額】 法人:40万円、個人事業者:20万円 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和3年7月下旬開始予定	岡山県飲食店等一時支援金コールセンター ☎086-226-7972 (平日9:00~17:00)
令和3年1月、2月、又は3月の売上・収入が令和元年度又は令和2年度の同月比で、30%以上減少した事業者	コロナ対応事業者応援金(商工業者・医療法人向け) 【給付額】 常時使用する従業員が6人から100人:20万円 常時使用する従業員が5人以下:10万円 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和3年7月30日(金)まで	商工業者 岡山商工会議所 ☎086-232-2255 (平日9:00~17:30) 医療法人 岡山市役所 保健福祉企画総務課 ☎086-803-1204 (平日8:30~17:15)
令和3年2月から令和4年1月までのいずれか1か月の売上が、前々年同月比30%以上減少している事業者	コロナ対応事業者応援金(農林漁業者向け) 【給付額】 個人農林漁業者及び農事組合法人:10万円 農事組合法人:20万円 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和4年2月28日(月)まで	JA岡山沖田営業センター ☎0120-696-737 (平日9:00~17:00)
事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主	産業雇用安定助成金 【給付上限】 出向運営経費:1日当たり12,000円 出向初期経費:1人当たり各10万円 【申請期間】 計画届の提出は出向を開始する前日まで	岡山労働局 職業対策課 ☎086-801-5107 (平日9:00~17:00)
困難を抱える市民を支援する非営利の市民活動団体	市民活動支援金 【給付上限】 1団体10万円 【申請方法】 郵送申請又は持参 【申請期間】 令和3年12月28日(火)17:00まで	岡山市役所 市民協働企画総務課 ☎086-803-1061 (平日8:30~17:15)
緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響で、月間売り上げが令和元年度又は令和2年度の同月比50%以上減少した事業者	月次支援金 【給付上限】 中小法人等:20万円/月 個人事業者等:10万円/月 【申請期間】 令和3年9月30日(木)まで(対象期間によって異なる)	月次支援金事務局 申請者専用:☎0120-211-240 登録確認機専用:☎0120-886-140 (土日祝含む8:30~19:00)
公演や展示会等の積極的な活動をしている事業者	ARTS for the future! (「コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」) 【給付上限】 1団体当たり2,500万円 【申請方法】 申請システム 【申請期間】 1次募集の状況を踏まえて開始時期決定	ARTS for the future!事務局 ☎0120-510-335 (9:30~17:00)
文化芸術活動をしている方	岡山市文化芸術活動支援「文化の灯を消さない!プロジェクト」2021 【内容】 市内又は対象施設の文化芸術活動に助成金が支払われる 【申請期間】 令和3年7月31日(土)まで	『文化の灯を消さない!プロジェクト』事務局 ☎086-223-5793 (平日10:00~17:00)
3か月の合計売上高が、コロナ以前の同月比10%以上減少した事業者	事業再構築補助金 【補助上限】 中小企業(通常枠):6,000万円 中堅企業(通常枠):8,000万円 【申請期間】 令和3年に3回程度実施予定	事業再構築補助金コールセンター ナビダイヤル:☎0570-012-088 IP電話:☎03-4216-4080 (平日・土のみ9:00~18:00)
補助対象となる感染対策用品を購入し、支払いが完了している飲食店の事業者	岡山市飲食店感染防止強化補助金 【補助上限】 5万円として、10/10補助 【申請方法】 郵送申請 【申請期間】 令和3年10月12日(火)まで	岡山商工会議所 ☎086-232-2266 (平日9:00~17:30)
新製品・サービス開発や生産プロセスなどの設備投資を行う事業者	ものづくり・産業・サービス生産性向上促進補助金 【申請方法】 電子申請 【申請期間】 令和3年8月17日(火)17:00まで	ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050-8880-4053 (平日10:00~17:00)
販路開拓等に取り組む小規模事業者	小規模事業者持続化補助金 【補助上限】 50万円 【申請方法】 郵送申請又は電子申請 【申請期間】 令和4年2月4日(金)まで(その後も掲載予定あり)	日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6747-4602 (平日9:30~17:30)